

答 申

1 審査会の結論

滝川市長（以下「実施機関」という。）が本件対象個人情報につき、滝川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 13 条第 1 項ただし書の規定により、開示しないこととした決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

（１） 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して平成 28 年 8 月 5 日付け滝子育第 40 号をもって行った個人情報の非開示処分（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消す旨の裁決を求めるというものである。

（２） 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及びその他の証拠書類等をもって主張している審査請求の主な理由については、次のように要約されるところである。

ア 処分を受けた経緯

審査請求人の妻（以下「当該妻」という。）が審査請求人と当該妻に係る子（以下「当該子」という。）を親権目的で連れ去り、滝川市内に転出したことから、審査請求人が本籍地の市役所等で当該子の住所を確認しようとする住所は開示できないと拒否された。そこで、実施機関に対して条例に基づき当該子の住所等の開示請求を行ったところ、原処分を受けたものである。

イ 原処分が違法又は不当であると主張する根拠

（ア） 事実確認を怠り、要件を満たさない者を DV 等支援措置に係る支援対象とした。

実施機関は、原処分を行った理由について、審査請求人からの開示請求の対象が住民基本台帳事務における DV 等支援措置（以下「DV 等支援措置」という。）に係る支援対象としていた当該子に係る個人情報であったことから、審査請求人からの当該開示請求に応じることは条例第 13 条第 1 項第 5 号に規定する情報を開示することに相当するものと判断し、開示を拒否したものである。

しかしながら、総務省がホームページに示す資料によれば、DV 等支援措置に係る支援措置を申出する場合、

- ① 配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方
- ② ストーカー規制法第 7 条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある方

③ 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方

④ その他①から③に掲げる方に準ずる方

といった要件のいずれかを満たしている必要があるとされているところだが、別居前において審査請求人が当該妻に対して暴力をふるった事実はなく、また、別居後においても互いに代理人を通じての接触しかないなど、当該妻が審査請求人からこれらの被害を受けるおそれは全くないにもかかわらず、実施機関はこうした状況の確認を怠り、警察の意見だけを拠り所に要件を満たさない者に対するDV等支援措置の適用を行っており、違法の疑いが高いと考えられる。

(イ) DV等支援措置の適用決定に係る手続上の瑕疵がある。

実施機関が当該子等をDV等支援措置に係る支援対象者とする手続において、次の点に関して瑕疵がある。

① 加害者とされる審査請求人からの事情聴取の実施について

平成27年4月7日の参議院法務委員会における真山勇一委員の質疑に対して政府参考人が行った答弁によれば、警察においては、加害者からの聴取を行った上でDV被害の認定を行うこととするとされているが、審査請求人は実施機関からも警察からも事情聴取を受けていない。その上、被害者とされる当該子からのヒアリングも実施していないとみられ、DV等支援措置の適用の可否を判断する上で必要な関係者からの事情聴取がなされていないなど不備な手続によって適用されたDV等支援措置は違法であり無効である。

② 「配偶者からの暴力」の意義等について

警察庁生活安全局長ほかから発せられた平成25年12月20日付け「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について(通達)」(以下「251220通達」という。)によれば、「配偶者からの暴力」とは身体に対する暴力に限られているとされるとともに、「申出人が配偶者からの暴力を受けているとは認められないとき」は援助を相当と認めるときに該当しないものとしている。

前述のとおり、審査請求人と当該妻の関係において当該妻は審査請求人によって特に身体に対する暴力に係る被害を受けたという事実もそのおそれもなく、実施機関が本件に関してDV等の事実確認等の調査を怠り、さらにはこうした通達における解釈を踏まえることなく、DV等支援措置の適用を決定したことは違法である。

③ 国民の権利を不当に侵害しないための措置について

警察庁生活安全局長ほかから発せられた平成28年3月23日付け「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(以下「280323通達」という。)によれば、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)の運用に際しては、例えば同法に基づき禁止命令等を行う場合の事前手続としての聴聞等を履行することについて確認し、「法の適切な運用に当たって

は国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない」としているところであるが、実施機関は当該 DV 等支援措置の適用を行うことにより、結果、審査請求人をストーカー加害者としているところであるが、そうした措置を実施する前に審査請求人本人に対する聴取が行われるべきところ、当該手続が踏まれておらず、違法である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると次のとおりである。

(1) 説明の趣旨

審査請求人の主張について、実施機関として検討した結果、原処分に係る違法や不当があったとは認められないものである。

(2) (1)の理由

実施機関が審査請求人から開示請求のあった個人情報を開示しないとする決定を行ったのは、当該開示請求の対象となった個人情報が、DV 等支援措置に係る支援対象者に係る個人情報であって、これを審査請求人に開示することについては条例第 13 条第 1 項第 5 号に規定する情報、すなわち「開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報」を開示することに相当するものと判断したことによるものである。

ところで、審査請求人は、実施機関が非開示処分を決定した論拠とした当該 DV 等支援措置の適用に関して、当該適用に必要とされるプロセスを経ていない等の瑕疵が認められることから、当該 DV 等支援措置の適用そのものが違法及び無効であり、よって原処分についても取り消されるべきものと主張するところである。

審査請求人が主張する DV 等支援措置の適用に係る違法や不当の根拠については、2(2)イにおいて整理されているところであるが、実施機関として、これに沿って審査請求人の主張を検討した結果、次に掲げるとおり、審査請求人の主張を理由に、実施機関が行った当該 DV 等支援措置の適用に違法や不当があったとは認められないところである。

ア 「事実確認を怠り、要件を満たさない者を DV 等支援措置に係る支援対象とした」とする主張について

総務省から発出されている住民基本台帳事務処理要領第 5 第 10 項において、市町村長は当該支援の必要性については、警察等の相談機関からの意見聴取等によって確認するものとする旨が明記されている。もっとも、それ以外に適切な方法があればそれによることとして差し支えないとはされているが、基本的なスキームとしては、市町村は相談機関からの意見をもって支援の必要性を確認することで足りるとされているものである。

このことは、審査請求人が証拠として引用した参議院法務委員会におけるやり取り（第百八十九回国会参議院法務委員会会議録第五号 p9 最下段における真山勇一委員及び政府参考人（時澤忠氏）の質疑応答）において裏付けられており、それによれば、市町村としては DV

等支援措置に係る申出書に付された相談機関からの意見をもって支援措置の対象となるという判断をすることになるとする旨が政府見解として確認されている。

イ 「DV 等支援措置の適用決定に係る手続上の瑕疵がある」とする主張について

(ア) 加害者とされる審査請求人からの事情聴取の実施について

審査請求人は、先に挙げた参議院法務委員会での質疑応答を引用し、DV 等支援措置の支援の必要性の確認を行う上で、加害者からの聴取が要件とされているものと主張するが、審査請求人が根拠とする政府答弁は警察庁生活安全局長によってなされたものであり、すなわち警察機関として市区町村から支援の必要性の確認のための照会があった際に相談機関としての意見を付す場合の対応に関して言及したものであり、当該答弁中の「加害者を含む関係者からの事情聴取」の実施主体が市区町村を指すものではないことは明らかである。

(イ) 「配偶者からの暴力」の意義等について

審査請求人は、251220 通達から DV 等支援措置の適用においては、「配偶者からの暴力」の意義を身体に対する暴力に限られるものと解すべきであるから、当該 DV 等支援措置の適用が違法であるとしているが、当該通達は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第 8 条及び第 8 条の 2 に基づく警察官等による対応等に関して言及したものであって、この通達における「配偶者からの暴力」をそのまま DV 等支援措置の運用に当てはめて適用することはできないものとする。

また、先に引用した総務省のホームページ資料を参照すると、DV 等支援措置適用の申出ができる対象として「配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者」を掲げており、さらに当該条項を読み解くと、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者」がこれに当たることとなり、審査請求人が主張する DV 等支援措置における「配偶者からの暴力」の意義を身体に対する暴力に限定すべきとする主張とは矛盾することになる。

(ウ) 国民の権利等を不当に侵害しないための措置について

審査請求人が引用した警察庁の 280323 通達は、ストーカー規制法に規定された禁止命令等を行う場合の事前手続としての聴聞等の適正な履行に関して言及したものであって、(イ)と同様に、全く別の制度における手続をそのまま DV 等支援措置の運用に適用することによって実施機関の違法の論拠とすることには無理があるところである。

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 争点について

審査請求人は、実施機関が当該開示請求に応じることが条例第13条第1項第5号に規定する情報の開示に相当することをもって非開示処分を決定した点については、特に異議を唱えておらず、もっぱら実施機関によるDV等支援措置の適用に関して違法等があったとする主張をもって原処分が取り消されるべきものとしている。よって、審査会としては、実施機関が行った当該DV等支援措置の適用を通じて違法や不当があったか否かを本審査請求に係る争点として、判断をすることとする。

(2) DV等支援措置の適用に係る瑕疵等の有無について

審査請求人が主張する実施機関が行ったDV等支援措置の適用において違法や不当があったとすることの根拠を2(2)イにおいて整理し、併せてこれらに対する実施機関としての見解を3(2)ア及びイにおいて整理したところである。その上で、両者の主張をもとに、実施機関が行ったDV等支援措置の適用において審査請求人の主張するような瑕疵等が存在したか否かを以下のとおり検証した。

まず、実施機関自らが申出者におけるDV被害等に関する事実確認等の調査を行うこともなく相談機関からの意見をもってDV等支援措置の適用を決定したことについては、当該DV等支援措置の適用に係る関係書類のほか住民基本台帳事務処理要領及び参議院法務委員会での質疑応答の内容等を確認した結果、実施機関がとったDV等支援措置の決定までのプロセス自体は、DV等支援措置の申出を受けた市町村の対応としては標準的なものであって、さらには当該プロセスにおいても特段、不適正な点も見受けられなかったことから、このことをもって当該DV等支援措置の適用の違法や不当を指摘することはできないものと評価したところである。

次に、手続上の瑕疵があったとする指摘については、審査請求人が引用している政府答弁及び通達はいずれも警察機関としての行為等に言及するものであり、さらには当該通達のいずれについてもDV等支援措置とは別の措置に関する留意事項を記した内容であることから、これらを当該DV等支援措置の適用において瑕疵があったとする論拠とすることについては、著しく有意性を欠くものといわざるを得ない。

(3) DV等支援措置の制度趣旨について

本審査請求及び証拠書類等の内容等から、審査請求人は、DV等支援措置制度における支援措置の適用決定と、当事者間におけるDV被害(加害)に係る事実認定とをほぼ同列に据えつつ本件と対峙しているともとれる主張が散見されるところであるが、それらは制度の趣旨からして、本来、切り離して考えられるべきである。なぜならば、仮に支援措置の適用に際して、DV被害(加害)に係る厳格な事実認定が必要とされた場合、当該認定作業に相当の時間を要するなどして支援措置の適用に迅速さを欠き、結果、回避されるべきトラブルや被害等が未然に防止できないといったいわば制度上の機能不全を招くことも想定され、DV等支援措置制度の支援制度としての存立意義は極めて乏しいことになるからである。よって、必ずしもDV等支援措置の適用結果をDV被害(加害)に係る事実の認定結果としての意義に重ね合わせるべきではないと考えるのが妥当であり、本審査請求の判断の基準としては、あくまでも、実施機関が予め定められたプロセスを経てDV等支援措置の適用がなされたか否かを評価することが肝要であり、その

点から、本件における実施機関の適用プロセスに関して、特段、適正さを欠いた点は認められなかったところである。

以上のとおり、実施機関が行った DV 等支援措置に瑕疵等があったとする審査請求人の主張を裏付ける根拠を見出すまでに至らなかったものである。

よって、前記 1 の審査会の結論のとおり答申する。